

- | | | | |
|----|--|---|---|
| 1 | 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？
① 予算案の議決 ② 解職請求 ③ 不信任決議 ④ 事務監査請求 | □ | □ |
| 2 | 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？
① 直接選挙 ② 推薦制 ③ 間接選挙 ④ 任命制 | □ | □ |
| 3 | 地方公共団体の長である知事が、議会で可決された議案に対して、一定の範囲で異議を唱えたり再議を求めたりする権限を何という？
① 予算提出権 ② 招集権 ③ 拒否権 ④ 解散権 | □ | □ |
| 4 | 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？
① 監査請求 ② 解職請求 ③ 条例制定請求 ④ 事務監査請求 | □ | □ |
| 5 | 地方公共団体の議会が制定する、その地域独自の法規を何という？
① 予算 ② 法律 ③ 条例 ④ 決算 | □ | □ |
| 6 | 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？
① 首長 ② 教育委員 ③ 議長 ④ 副議長 | □ | □ |
| 7 | 特定の自治体における重要な政策課題について、住民が直接賛否を投じる仕組みを何という？
① 象徴天皇制 ② 住民投票 ③ 議会制民主主義 ④ 間接民主制 | □ | □ |
| 8 | 地方議会が首長に対して「この人にはもう任せられない」として出す決議を何という？
① 予算案の議決 ② 不信任決議 ③ 事務監査請求 ④ 解職請求 | □ | □ |
| 9 | 住民税や固定資産税のように、都道府県や市町村が住民などから集める税金を何という？
① 地方債 ② 関税 ③ 地方税 ④ 国庫支出金 | □ | □ |
| 10 | 地方公共団体が、法律の範囲内で独自のルールとして制定する法を何という？
① 規則 ② 政令 ③ 条例 ④ 法律 | □ | □ |
| 11 | 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？
① 住民自治 ② 地方分権 ③ 二層制 ④ 団体自治 | □ | □ |
| 12 | 議会が否決した予算案や条例案に対し、首長が議会に対して再度の審議を求める権限を何という？
① 再議 ② 不信任決議 ③ 辞職 ④ 解散 | □ | □ |
| 13 | 地方交付税のように、使い道が定められておらず、自治体がその地域の判断で自由に使うことができる財源を何という？
① 一般財源 ② 国庫支出金 ③ 地方債 ④ 特定財源 | □ | □ |
| 14 | 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？
① 直接請求 ② 地方自治の本旨 ③ 議会制民主主義 ④ 住民投票 | □ | □ |
| 15 | 地方議会によって制定される、その地方独自のルールのことを何という？
① 条例 ② 決算 ③ 予算 ④ 法律 | □ | □ |



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	不信任決議 が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。		3 不信任決議	☐
2	直接選挙 は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。		1 直接選挙	☐
3	拒否権 は、議会が可決した条例や予算などの議案に対して、首長が再議を求める権限です。		3 拒否権	☐
4	解職請求 （リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。		2 解職請求	☐
5	条例 は、地方公共団体の議会が制定する法規です。		3 条例	☐
6	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を 首長 と呼びます。		1 首長	☐
7	住民投票 は、間接民主制を補完するものとして機能します。		2 住民投票	☐
8	不信任決議 は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。		2 不信任決議	☐
9			3 地方税	☐
10	条例 とは、地方公共団体が国の法律や憲法の範囲内で独自に定める決まりです。		3 条例	☐
11	この仕組みを 二層制 と呼びます。		3 二層制	☐
12	首長が議会の決議に不服がある場合、あるいは執行できないと判断した場合に「 再議 」を要求できます。		1 再議	☐
13	地方交付税は、自治体が自由に使い道を定められる「 一般財源 」の一種です。		1 一般財源	☐
14	地方自治の本旨 とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。		2 地方自治の本旨	☐
15	条例 は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。		1 条例	☐

言えなかった用語ノート